

# 令和6年度 持留小学校 いじめ防止基本方針

《家庭・地域との連携》  
授業参観や学級PTA、教育相談等を通して、学校や子どもの様子を理解してもらうとともに、日常から連携を図り、信頼関係の構築に努める。

学校教育目標  
自ら学び、心豊かにたくましく生きぬく持留の子を育てる。

《関係機関等との連携》  
いじめの未然防止に努めるとともに、いじめと判断された場合には、外部機関と適切かつ迅速に連携・協働を進める。

【いじめ防止対策委員会】(事例研修)  
[目的] いじめは絶対に許さないという正しい認識と判断力を育て、いじめを防止するとともに、児童の心の問題の解決を図る。  
[構成] 全職員及び必要に応じた関係者、外部専門家  
[実施時期] 毎月第3月曜日(職員会議設定日)

【教育活動の重点】

- 人間尊重の精神を基盤とする人権同和教育並びに心に届く積極的な生徒指導の推進
- いじめ問題を考える週間、校内人権週間
- 道徳的実践力の育成と家庭・地域との連携による道徳的実践の日常化
- 読書活動・ボランティア活動・体験活動等の充実による豊かな心と望ましい人間関係づくりの推進
- 児童会活動や縦割り班での活動による人間関係の育成

【いじめの防止】

[教職員の取組]

- いじめ防止に関する職員研修の実施
- いじめを許さない学級経営(道徳教育の充実)
- 定期的な実態把握の実施(いじめアンケート)
- 児童の自己有用感の重視(話し合い活動、体験的活動の充実)
- ネットいじめへの対応(情報モラル教育)
- 学校評価によるいじめ防止の取組の評価・点検

[児童の取組]

- 児童会及び学級活動におけるいじめ防止のための活動・取組

[保護者の取組]

- 全校・学級PTAや家庭教育学級における研修(『ネットいじめへの対応研修』による保護者の啓発)を含む
- 保護者同士の連携

【生徒指導・組織体制】

- いじめ0に向けた全職員による生徒指導体制の確立
- ・ 日常的な生徒指導情報交換の徹底(事例研)
- ・ 教育相談の充実
- 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- SC、SSWとの連携(巡回相談等の積極的な活用)
- ・ 外部専門家との連携
- ・ 啓発資料の活用
- 学校生活アンケート・学校楽しい一とのファイル化による情報の共有

【いじめの早期発見】

[教職員の取組]

- 定期的なアンケート調査 ※事例研の前週の月曜日に実施(「いじめ実態調査アンケート」「学校楽しい一と」の活用)
- 日常の様子を観察(特に、休み時間や集団での活動時)
- 定期的な教育相談の実施(児童及び保護者)
- 全職員による情報交換 ○ 保護者、地域住民との連携
- いじめ対策必携等の活用による早期発見

[児童の取組]

- 担任や担任以外への相談(日記や日常会話)

[保護者の取組]

- 日常の様子を観察と緊密なコミュニケーション(会話)
- 土日の体験活動等への参加
- 担任との連携・保護者同士の連携による早期発見

【いじめに対する措置】

[児童・保護者の取組]

- いじめの事実があると思われるときは、学校へ通報する。

[教職員の取組]

- いじめを発見、または通報を受けた場合、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
  - (1) いじめの事実の確認
  - (2) いじめを受けた児童とその保護者に対する助言
  - (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言
- 重大な事案と認めるときは警察・関連機関と連携する。また、懲戒・出席停止制度の適切な運用等、いじめ防止の措置をとる。

【年間計画 (B年度)】 ※ いじめアンケートは、事例研の前週の月曜日に実施

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成(学校自己評価)	学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	児童集会	各教科における指導計画の確認	教育相談	学校基本方針の確認 事例研
5	実態に基づいた対策等の検討	学校生活アンケート	(道:低)そうきんとおともどう (特:中)男女なかよく		(中)にせ情報に注意	教育相談	事例研
6		学校生活アンケート 学校楽しいーと	(道:高)古いバケツ	児童集会	(高)怪しい情報に注意	教育相談	事例研
7	取組評価アンケートの実施 取組の検証	学校生活アンケート	(道:中)さと子の落とし物		携帯・ネット利用実態調査	教育相談全 保護者対象 教育相談	事例研
8	2学期の活動計画の検討						
9	実態に基づいた対策等の検討	学校生活アンケート ト(県いじめアンケート)	「いじめ問題を考える週間」の実施 道徳の授業参観			教育相談	事例研
10		学校生活アンケート	(特:低)なやみはない? (特:中)先生と語ろう	児童集会		教育相談	事例研
11		学校生活アンケート 学校楽しいーと	(特:低)みんななかよし (特:中高)男女の協力	児童集会	(高)見た人、もらった相手はどんな顔	教育相談	事例研
12	取組評価アンケートの実施 取組の検証	学校生活アンケート				教育相談	事例研
1	3学期の活動計画の検討	学校生活アンケート				教育相談	事例研
2		学校生活アンケート 学校楽しいーと	(特:高)認め合う仲間 (道:中)たつきゅうは四人まで (道:高)知らない間のできごと	児童総会		希望保護者対象教育相談 教育相談	事例研
3	取組評価アンケートの実施・取組の検証・次年度活動計画案作成	学校生活アンケート				教育相談	事例研

【国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋】

1	いじめの認知 ○ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
2	いじめ防止基本方針 ○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。 ○ 学校いじめ防止基本方針については、各学校などで公開する。また、内容については、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
3	学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有 ○ 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織(学校長)に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
4	いじめの未然防止・早期発見 ○ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供を支援する。 ○ 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。
5	いじめへの対処 ○ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。 ○ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）</li> <li>② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。</li> <li>○ アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。</li> <li>○ 学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。</li> </ul>
6 法の理解増進等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得る。</li> </ul>
◎ 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害を含む、障害のある児童</li> <li>・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童</li> <li>・ 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童</li> <li>・ 東日本大震災により被災した児童</li> </ul> </li> </ul>

#### 【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】

1 重大事態の定義
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li> <li>○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li> </ul>
2 重大事態の範囲
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童が自殺を企図した場合</li> <li>○ いじめにより転学等を余儀なくされた場合</li> <li>○ 金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>○ 心身に重大な被害を負った場合</li> </ul>
3 重大事態の発生報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている。</li> </ul>
4 調査組織の構成
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成すること。</li> </ul>
5 調査方針の説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。</li> <li>○ 被害児童・保護者の心情を害する言動は、厳に慎む。</li> <li>○ 被害児童・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。</li> <li>○ 調査実施前に、被害児童・保護者に対して、以下の事項について説明する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調査目的・目標</li> <li>② 調査主体（組織の構成、人選）</li> <li>③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）</li> <li>④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）</li> <li>⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）</li> <li>⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）</li> </ul> </li> </ul>

【本校の令和5年度のいじめ件数について】※アンケート調査結果と発生時の見取り数を記入  
4月0, 5月0, 6月0, 7月0, 8月0, 9月0, 10月0, 11月0, 12月0, 1月0, 2月0,